

委員会提出議案第1号

桑名市議会会議規則の一部改正について

標記の議案を別紙のとおり、桑名市議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和8年3月19日 提出

提出者 議会運営委員会委員長

菅 敬 重 之



桑名市議会会議規則の一部を改正する規則

桑名市議会会議規則（平成16年桑名市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第153条第4項中「協議等の場」を「前項で定めるもののほか、協議等の場」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 協議等の場において、秘密会を開くときは、第103条及び第104条の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

桑名市情報公開条例の改正を踏まえ、協議等の場における秘密会の取扱いについて、明確な規定を設けるため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(協議又は調整を行うための場)</p> <p>第153条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 協議等の場において、秘密会を開くときは、</u> <u>第103条及び第104条の規定を準用する。</u></p> <p><u>5 前項で定めるもののほか、協議等の場の運営</u> その他必要な事項は、議長が別に定める。</p>	<p>(協議又は調整を行うための場)</p> <p>第153条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 協議等の場</u>の運営 その他必要な事項は、議長が別に定める。</p>